

日本作物学会東北支部投稿規定（平成23年10月21日一部改正）

1. 筆頭著者は会員（名誉会員を含む）に限る.
2. 投稿論文は支部会で発表したものとする.
3. 刷り上がり3頁以上の論文には2名の審査員を付す.
4. 審査員は支部長が委嘱し、前項の論文の査読を行う.
5. 原稿の執筆は日本作物学会東北支部原稿作成要領による.
6. 原稿は電子ファイルで送る. 電子ファイルを用いず郵送する場合で、刷り上がりが3頁を越える論文の原稿は、原文のほか鮮明なコピー2部を提出する.
7. 電子ファイル以外の原稿の送付は、簡易書留便によることとする.
8. 著者校正は原則として初校に限り、誤植の訂正にとどめる.
9. 掲載された論文の著作権は、日本作物学会東北支部会に帰属する. ただし、2頁以内の投稿論文を日本作物学会紀事またはPlant Production Scienceへの投稿に利用する場合は、日本作物学会東北支部会の許可無しに利用できるものとする.
10. その他編集についての問い合わせは庶務幹事宛に行なう.